

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

# TFG ニュースレター

2016.1 No. 293

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）  
e-mail info@tfg.gr.jp

## 今月のコンテンツ

[ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 中小企業経営にまつわる随想
- II. 平成28年度税制改正大綱について
- III. 家族信託について

[ 今月のトピックス ]

- ・国税庁情報コーナー
  - ・今月お役立ちホームページ
- § 1日公庫開催のご案内

## I. 中小企業経営にまつわる随想

——調査省略, 心ある人材——

TFG会長 藤原忠義

**謹賀新年** 本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

前回（27年7月号）では「税務調査」をとり上げております。本号では直近関係にある「調査省略」について触れたいと思います。調査省略はもとより税務行政側の権限に属する事項であります。唯、税務申告書に書面添付する書面添付制度のもとでは次の場合は調査省略の対象になります。税理士が所定書式による書面を申告書に添付し、それによる意見聴取の結果、税務行政側として問題とすべき事項が認められない場合、省略の対象になるという事です。

もう20年以上も前になりますが「先生、TFGさんがここ迄のチェックをしてもらっているなら税務署の調査などいりませんなあ・・・」と決算打合せ時に関与先様の社長（(株)ホクセイ製作所現会長）が何げなく語られたことがありました。すばらしい見識に感嘆しましたので今も腹に残っています。平たく話しておられますが、実はこの書面添付制度の立法趣旨である「税理士はその検証した範囲を明らかにし、それを受けて税務行政の簡素化つなげていく」という内容とまさしく符号するものだったのです。簡素化とはつまるところ調査省略ということに他なりません。少し補足しますと「税理士がきちっと検証し、これをクリアーできれば」と表現できる前段の部分が能動化しない限りこのシステムは機能しないということが分かります。税理士側がきちっと検証し、とは検証範囲がその企業の税務会計の全域に及びかつ適時に行われていること。この要件が満たされない限り調査省略を前提とした書面添付などはあり得ません。又後述する金融機関からみてもその決算書の信頼性に殆んど寄与できないことも明白です。さらに、検証したことを明らかにしなければ税務行政側への説得力が形成できません。その中心軸がまさに添付する書面の内容であり、さらにそれに伴う意見陳述の精度の高さにありますが、この辺は技術的な分野であり割愛します。

要は調査官が抱く疑念・疑問点を悉く解消することにあることは云う迄もありません。但し、検証範囲そのものは法的な縛りはなく、あく迄税理士側の任意になっております。関与先とは契約自由の原則もありこの検証範囲はごく部分的（この変則形態は私共では対象外です）であってもその検証状況を明らかにすることができます。結果、税務行政の円滑化につながっていくことにはなりません。

尚、最近海外取引や富裕層の資産といった分野にかなりの時間を投入している様ですが、これらは一方でこの書面添付制度による税務行政の簡素化が寄与しているとみております。

ところでこの制度は、多くの金融機関が中小企業の財務諸表（決算書）の信頼性につながる税理士による企業の税務会計の全域に及ぶ検証システムに着目されている様です。このシステムの書面添付企業には貸出しレートを優遇するとの融資制度のPRを展開。これらの効用も生み出しているに拘らず制度自体の普及はそれ程ではありません。財務省の資料によると平成25年度（事務年度 25.7～26.6 迄）で書面添付を実施している法人の割合は8.1%と公表しています。

勿論多くの企業にとって税務申告の書面添付を行うかどうかは、目下のところは法人側の意向というよりは関与税理士の意向が色濃く反映しているはずですが、税理士側の実施数は公表されていませんが、法人の実施割合よりも大幅に低くなっていることは明白です。さらに実績もそれなりに有り、事務所内でこの制度が定着しているという税理士事務所は極く限られた状況ではないかとみています。

申し上げる迄なく、この制度の普及は関与企業と税理士事務所との関与関係により大きく左右されると思われまます。企業側が適用しようとしても、税理士事務所でも営業、契約の自由の部分があり、期待感とスレ違う次の様な場合も少なくありません。顧問的な立場のみで業務を展開している。記帳代行を主としていて税務会計の検証的なスタンスは視野に入っていない。責任の負荷とリスク負担のこともあり書面添付業務に積極的でない。PR用の業務メニューに税務調査立会業務が載っている場合等です。

さて、ここで少し視点をかえ、健全経営について触れたいと思います。私共が“健全性支援 No1 を目指す”などのフレーズで書面添付制度を軸に力を入れております所以は、実は今後の最大のニーズは健全経営にあると見ているからです。クールジャパンの流れと軌を一にするものです。タックス[T]&ファイナンス[F](税と財務)の健全性は意思に加え能力を必要としますがその御支援に微力乍ら注力する所存です。

経営者の願望の基本は、生き残り発展するところにあります。その為には必要なことを具備せねばなりません。資金力、営業力、技術力、管理力、戦略計画力、ノウハウ、人材力等様々あります。しかし扇の要になるものは人材(経営者含む)です。

仕事柄、経営者の挫折もそれなりに見てきておりまして、その原因は諸々ありますがつまるところ遠因も含めてやはり人の問題です。そしてその根底にあるのは率直に申し上げて健全性の問題です。皆様には十分ご理解されておられることですが、例えば幹部社員が明らかに粉飾している自社の決算書を銀行の融資係に渡し説明する様に指示されたケース。労働基準法絡みのブラック企業の内部でも同様なことが惹起しています。まず心ある社員は終わりの始まりが心の内でスタートしていくはずですが。健全性は何も内輪だけではなく取引先等のすべてを含めての問題です。

ダーティな部分があってはクールジャパンも勿論成立しません。僭越乍ら今後の経営者の闘いも同様であろうと存じます。キーワードは健全性です。

以上、拙筆はこの辺で置きます。どうか本年も皆様方の御健闘を心より御祈願申し上げます。